

金融論（第13回）

現在の金融機関に対する監督・規制の体系

16.7.13

（安孫子）

1. 参考文献

- ・黒田晃生、『入門金融』第三版、東洋経済新報社、2002年（第3章4）
- ・金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）：「金融検査マニュアル」や「事務ガイドライン」等を掲載

2. 市場規律と監督・規制

- ・もし、市場参加者や預金者などの保有する金融機関に関する情報が完全（非対称性なし）ならば、問題のある金融機関は**市場規律**に任せておくだけでなくなる筈

例えば、市場参加者や預金者は、適切な経営を行っていない金融機関の株を売ったり預金を引き出したりできる（金融機関には脅威） 金融機関行動を規律付ける機能が期待できる

- ・しかしながら、金融機関の経営情報などは完全ではない（情報の非対称性が存在） + 金融不安が広がって深刻な「外部不経済」を与えるリスク 「市場の失敗」が生じる可能性

市場規律を補完するために、**金融機関に対する監督・規制**が行われる（「プルーデンス政策」とも）

- ・**事前的な** 監督・規制： 競争制限的な規制（参入規制など） 健全経営のための規制（自己資本比率規制など） 市場機能を発揮させるための規制（情報開示など） 検査・考查
- ・**事後的な** 監督・規制： 預金保険制度、早期是正措置、「最後の貸し手」機能（中央銀行）

3. 監督・規制の主体

- ・現在では **金融庁**が「金融行政」を担当：1998年までは大蔵省（銀行局、証券局、国際金融局が担当） 「財政と金融の分離」を図るため1998年に金融監督庁を設立（2000年に再編成されて金融庁に改組） 金融検査は金融庁検査局が担当：かつては大蔵省（金融検査部）、都道府県等が分担して検査を実施
- ・**証券取引等監視委員会**（検査、取引審査、犯則事件の調査を担当）も金融庁の一部局 行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会。設立は1992年
- ・金融機関の破綻処理の上では **預金保険機構**が大きな役割（1971年設立。相次ぐ法改正によって強力に）ペイオフ（1千万円までの預金払い戻し：実績はなし）や資金援助を行う主体。 不良債権の買取・回収を行っている「**整理回収機構**」は預金保険機構の子会社
- ・「最後の貸し手」機能などで **日本銀行**も大きな役割：取引先の考查やオササモニタリングなどを実施 改正日銀法は「資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする」とも規定

4. 近年の金融行政上の重要なツール

- ・**早期是正措置**（1998年度導入）と**自己資本比率規制**（所謂「BIS規制」、日本では1992年度末から適用） 自己資本比率は「国際基準」8%以上、「国内基準」4%以上。それを下回れば是正命令を受ける
- ・**金融検査マニュアル***（1999年に制定）：リスク管理を重視 + 銀行は年2回 **自己査定**を実施 銀行行動に大きく影響。信用リスクの判断基準が書かれており、お金を借りる側も理解する必要 *預金等受入金融機関に係る検査マニュアル、証券会社に係る検査マニュアル、保険会社に係る検査マニュアル等に分かれます
- ・**事務ガイドライン**（1998年に制定）：金融行政の方針を明記した文書。導入までは不透明と批判
- ・**情報開示制度の整備**：銀行の不良債権額を含む情報開示が義務付けられている 不良債権については「リスク管理債権」（銀行法等）、「再生法開示債権」（再生法等）などを公表
- ・**インサイダー取引の規制**（証取法166条） 損失補填の禁止（証取法42条の2）など 取引の公正性に対する市場参加者の信頼を確保するための規制。証券取引等監視委員会がチェック

以上